

佐賀県告示第百八十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十二号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年四月八日佐賀県告示第百五十四号で指定した形質変更時要届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成二十三年六月十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

鳥栖市立石町字一殿給一 一番一の一部、西新町字所熊一四二二番六三の一部及び村田町五反三步字五反三步一四八四番一の一部

二 一の区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった
特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 一の区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去